

郡山市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、郡山市国際交流協会 [KORIYAMA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION] (以下「協会」という。) と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を郡山市朝日一丁目 23 番 7 号に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民を中心に広く外国及び外国人についての認識と理解を深め、そこから郡山市の特性を生かした国際交流活動を積極的に行うことにより、活力ある市民生活の向上と国際親善に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 協会は、前条の目的に賛同する会員をもって構成する。

2 会員は、学生、個人会員及び法人その他の団体とする。

(事業)

第5条 協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流事業に関する計画及び実施
- (2) 国際交流に関する啓発及び情報の提供
- (3) 国際交流に関する調査及び研究
- (4) 国際交流関係団体への協力
- (5) その他協会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 常務理事 1 名
- (5) 理 事 25 名以内 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監 事 2 名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は協会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき、その職務を代理する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の事務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、協会の運営について審議する。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉役員)

第10条 本会に名誉役員として顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長がこれを推戴し、理事会の審議及び総会での報告を経て、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

3 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

(議長及び議決)

第12条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。この場合において、議長は、議決に加わることができない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、大規模災害及び感染症まん延等の理由により必要があると認めるときは、会議の審議に関し、招集によらず、書面又は電磁的方法による審議により、議決に代えることができる。

(総会)

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。
- (4) 予算の議決及び決算の認定に関すること。

(5) その他理事会が必要と認めた事項に関すること。

(理事会)

第14条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき議案に関すること。
- (3) 総会の議決を要するもので、急施を要し、会長において総会を招集する暇がないと認める事項。ただし、この場合には、事後の総会に報告し、その承認を受けなければならない。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員会)

第15条 協会の事業を円滑にするため、運営委員会を置くものとする。

- 2 運営委員会の委員の定数は、10人程度とする。
- 3 運営委員会の委員は、会員のうちから会長が委嘱する。
- 4 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 運営委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、運営委員会を招集する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 9 運営委員会の会議は、大規模災害及び感染症まん延等の理由により必要があると認めるときは、書面又は電磁的方法により開催することができる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、当分の間、郡山市役所（市民部ダイバーシティ推進課）におく。
- 3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第17条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 賛助会員会費

年額 学生（高校生以上、学生証の提示必要）

一口以上（一口 1,000円）

個人

一口以上（一口 3,000円）

法人その他の団体 一口以上（一口 10,000 円）

- (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
- (基金)

第18条 協会は、国際交流関係団体に助成金を支出する際の基本財産に充てるため、郡山市国際交流協会基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、会計年度毎の決算時の剰余金とする。
- 3 基金の運用から生じる益金は、これを基金に繰り入れるものとする。
- 4 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。
 - (1) 国際交流関係団体に助成金を交付する場合
 - (2) その他会長が、財政上必要があると認める場合

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、協会設立の日から施行する。

附 則（平成9年5月15日）

この規約は、平成9年5月15日から施行する。

附 則（平成11年5月17日）

この規約は、平成11年5月17日から施行する。

附 則（平成17年5月16日）

この規約は、平成17年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月22日）

この規約は、平成18年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月23日）

この規約は、平成20年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月21日）

この規約は、平成22年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日）

この規約は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、同年 4 月 27 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 16 日）

この規約は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 27 日）

この規約は、平成 27 年 5 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 26 日）

この規約は、平成 28 年 5 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 22 日）

この規約は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 16 日）

この規約は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 31 日）

この規約は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 16 日）

この規約は、令和 7 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。